

第16回 浦幌町農業委員会総会議事録

平成30年11月28日 開会

平成30年11月28日 閉会

浦幌町農業委員会

平成30年11月28日 第16回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後2時00分

閉会 午後2時47分

1 出席委員

1番 伊藤光一	2番 小野木 淳	3番 香川 由
4番 石塚健一	5番 福田和己	6番 大坂 有
7番 山村幹次	8番 廣富一豊	9番 高木政志
10番 木南和徳	11番 森 秀幸	12番 石森正浩
13番 小川博幸		

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 佐藤 勇 人
農地係長 小川 裕 之
主 事 河 上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

4 議事内容 午後2時00分開会

○佐藤事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長をお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 只今の出席委員は、13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから第16回浦幌町農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 次に日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議席番号7番山村委員、8番廣富委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○佐藤事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 報告が終わりました。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 質疑が無いようですので、次に日程第4、議案第1号「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。平成30年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の3件でございます。

1件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、神奈川県寒川町に住所を有する方、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、11月12日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしまして、利用状況は、宅地でありました。

2件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者及び申請人は、釧路市に住所を有する法人、願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、11月12日に山村委員ほか2名の委員さんと現地調査をしまして、利用状況は、雑種地でありました。

3件目、土地の表示は記載のとおりであります。土地所有者は、帯広市に住所を有する方、申請人は、帯広市に住所を有する方です。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、11月6日に高木委員ほか3名の委員さんと現地調査をしまして、利用状況は、原野でありました。議案書3ページから5ページに願出地の位置図を添付しておりますのでご覧いただきご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○小川議長 只今の説明に関連して、1件目、2件目の案件について、地区担当委員の山村委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○山村委員 1件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、11月12日に現地を確認しましたところ、市街地内にあり住宅が建っている状況であり、現況地目は、宅地であり

ました。

2件目の申請地につきましても、只今事務局の説明のとおり、11月12日に現地を確認しましたところ、雑草等が生い茂り、永年にわたって耕作されていない状況であり、現況地目は、雑種地でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。次に、3件目の案件について、地区担当委員の高木委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 3件目の申請地につきましては、只今事務局の説明のとおり、11月6日に現地を確認したところ、雑草等が生い茂っており、耕作するには困難な状況であり、現況地目は、原野でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定いたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書6ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。平成30年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の3件であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、宝生に住所を有する方。賃借人は、宝生に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成26年12月1日に賃貸借されましたが、平成30年11月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。経営移譲するための解約であります。

議案書8ページをご覧ください。賃貸人は、音更町に住所を有する方の相続人代表。賃借人は、宝生に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、昭和59年3月28日に賃貸借されましたが、平成30年11月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。借主の都合による解約であります。

議案書9ページをご覧ください。賃貸人は、大樹町に住所を有する方。賃借人は、トイトツキに住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成27年4月1日に賃貸借されましたが、平

成30年11月5日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

●日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○小川議長 次に日程第6、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と、賃貸借1件、使用貸借3件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号15番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。議案第3号。農地法第3条第1項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。平成30年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。申請があったのは、下記の売買案件1件、賃貸借案件1件、使用貸借案件3件でございます。

番号15番、譲渡人は、大樹町に住所を有する方、譲受人は、トイトツキに住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑及び牧場、面積は、4筆合わせまして15,205平方メートルです。契約の種類は売買、価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、離農による農地を有効活用するため農地を売買する。譲受人は、経営規模拡大のため農地を売買するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書13ページに3条番号15の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の高木委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○高木委員 番号15番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営規模拡大のため農地を買い受ける内容であり、11月20日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号15番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号15番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号16番から19番について審議いたします。初めに番号16番から18番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 番号16番、貸主は、宝生に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、17筆合わせまして325,018平方メートルです。契約の種類は賃貸借、価格は、記載のとおりであります。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農地を返還されたため新たに貸し付ける。借主は、経営移譲を受けるため新たに賃貸借を締結するものであります。

議案書11ページをご覧ください。番号17番、貸主は、宝生に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、14筆合わせまして、85,957平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営移譲を行うため、子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

番号18番、貸主は、宝生に住所を有する方、借主は、貴老路に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、15筆合わせまして、194,608平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、新たな経営主となる孫と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書14ページから21ページに3条番号16番から18番までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号16番につきましては、只今事務局の説明のとおり、経営移譲を受けるために新たに農地を賃貸借する内容であります。また、番号17番、18番につきましては、経営移譲のため新たな経営主と農地を使用貸借する内容であり、11月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号16番から18番を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号16番から18番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に番号19番について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により議席番号9番、高木委員の退席を求めます。審議終了後に入室、着席していただきます。ここで暫時休憩いたします。

(高木委員退席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書12ページをご覧ください。番号19番、貸主は、下浦幌に住所を有する方、借主は、下浦幌に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は、現況畑、面積は、8筆合わせまして、324, 464平方メートルです。契約の種類は使用貸借で価格は発生しません。契約期間は、平成30年11月29日から平成40年11月30日までの10年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、農業者年金基金法に定める経営移譲を行うため、息子と使用貸借を締結する。借主は、上記理由により、申請地を借り受けるものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書22ページから24ページに3条番号19の位置図を添付しておりますのでご覧ください、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員に代わり、地区担当委員長の大坂委員長より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○大坂委員長 番号19番につきましては、只今事務局の説明のとおり、農業者年金基金法に定める経営移譲を行うため、息子と使用貸借する内容であり、11月21日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第3号の番号19番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号19番は、原案のとおり決定いたしました。ここで議席番号9番、高木委員の退席を解きます。暫時休憩いたします。

(高木委員着席)

○小川議長 それでは、休憩を解き会議を開きます。事務局長よりただ今の議決結果について報告してください。

○佐藤事務局長 議案第3号の番号19番につきましては、原案のとおり決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

●日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○小川議長 次に日程第7、議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買1件の所有権移転案件と、賃貸借13件の利用権設定案件がありますが、所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議いたします。それでは、初めに所有権移転案件、番号8番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書26ページをご覧ください。議案第4号。農用地利用集積計画の作成の要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農業者を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記農用地利用集積計画をもって町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについて審議されたい。平成30年11月28日提出。浦幌町農業委員会会長。議案書27ページより、ご説明申し上げます。売買案件1件、賃貸借案件13件の内容であります。

番号8番。所有権の移転を受ける者は、恩根内に住所を有する方、所有権の移転をする者は、芽室町に住所を有する方です。所有権移転に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、80,147平方メートル、実耕作面積は、71,291平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は、売買です。所有権移転の時期は、平成30年11月29日。対価の支払期限は、平成31年2月28日。土地の引渡時期は、平成30年11月29日です。価格は記載のとおりであります。対価の支払方法は、口座振込です。議案書31ページに、番号8の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願います。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号8番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号8番は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、次に利用権設定案件、番号9番から21番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 番号9番。利用権の設定等を受ける者は、栄穂に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、帯広市に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、38,398平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの

10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号10番。利用権の設定等を受ける者は、合流に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、合流に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、7筆合わせまして、58,947.86平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号11番。利用権の設定等を受ける者は、合流に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、合流に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、57,979平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書28ページをご覧ください。番号12番。利用権の設定等を受ける者は、合流に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、合流に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、36,077平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号13番。利用権の設定等を受ける者は、川流布に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、川流布に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、5筆合わせまして、6,348平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号14番。利用権の設定等を受ける者は、相川に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、富川に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、99,485平方メートル、実耕作面積は、63,349平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号15番。利用権の設定等を受ける者は、活平に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、活平に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、3筆合わせまして、44,887平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書29ページをご覧ください。番号16番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、養老に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、12筆合わせまして、229,456平方メートル

です。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年11月29日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号17番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、養老に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、62,964平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年11月29日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号18番。利用権の設定等を受ける者は、共栄に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、養老に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、60,079平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年11月29日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号19番。利用権の設定等を受ける者は、幸町に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、養老に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、2筆合わせまして、141,727平方メートル、実耕作面積は、138,471平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成35年11月30日までの5年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

議案書30ページをご覧ください。番号20番。利用権の設定等を受ける者は、朝日に住所を有する方、利用権の設定等をする者は、幕別町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、36,299平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。

番号21番。利用権の設定等を受ける者は、静内に住所を有する法人、利用権の設定等をする者は、北町に住所を有する方です。利用権設定等に係る土地の表示は、記載のとおりであります。面積は、4筆合わせまして、135,062平方メートル、実耕作面積は、119,520平方メートルです。利用目的は畑。成立する法律関係は賃貸借。利用権の時期は、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間。賃貸価格は、記載のとおりであります。対価の支払方法は毎年11月30日まで口座振込です。議案書32ページから44ページに、番号9から21までの位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号の番号9番から21番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号の番号9番から21番は、原案のとおり決定いたしました。以上で、本日附議された議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川議長 それでは、以上をもちまして第16回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後2時47分閉会